

独立行政法人空港周辺整備機構

中期目標期間業務実績評価調書

平成25年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	評価に係る特記事項
中期目標	中期計画			
<p>2. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>整理合理化計画等で示された事務・事業の見直し及び組織の見直し等を踏まえ、以下の取組を行うことにより、組織のスリム化及びコスト削減等を推進し業務運営の効率化を図ること。</p> <p>（1）組織運営の効率化</p> <p>空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、整理合理化計画を着実に実行すること。</p> <p>また、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しに伴う将来の事業量の推移並びに平成22年度までに行うこととしている独立行政法人以外の形態を含めた組織の在り方の検討結果を踏まえて所要の見直しを行うこと。</p>	<p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>（1）組織運営の効率化</p> <p>① 空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに的確に対応するため、機動的かつ柔軟な組織運営を図るものとし、平成20年度において、大阪国際空港事業本部事業第二部移転補償課の業務を事業第一部用地補償課に集約したうえで、事業第一部・事業第二部を統合し、総務部及び事業部の2部制に再編する。これに伴い、移転補償課は廃止する。</p> <p>また、平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果並びに将来の事業量の推移等を踏まえ、更なる組織・定員の見直しを行い、組織運営の効率化を図る。</p> <p>② 事業の実施形態及び組織のあり方については、独立行政法人以外での実施形態を含めた組織の在り方について平成22年度までに結論が出される予定であり、その結果を踏まえて、所要の見直しを行う。</p>	S	<p>中期計画に掲げる組織再編、廃止について、平成20年度に着実に実施したほか、平成24年4月までに、5つの部課組織と役員1名、職員32名を削減し、組織運営の効率化を図っている。</p> <p>また、事業の実施形態及び組織のあり方については、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」に基づき、大阪国際空港に係る業務等を平成24年7月をもって新関西国際空港株式会社（以下、「新関西空会社」という。）に承継し、大阪国際空港事業本部を廃止、福岡へ本社を移転した。</p> <p>このように組織・人員の縮減、新関西空会社への業務等の承継及び大阪国際空港事業本部の廃止並びに本社機能の移転に係る取り組み等、大きな改革を行いながらも、通常業務の更なる合理化・簡素化・効率化などにも取り組み、それぞれを円滑かつ適正に実現できたことは、中期目標の達成状況として優れた実績を上げている。</p>	<p>【報告書P2・3】</p> <p>【報告書P50～55】</p> <p>これら組織運営の効率化に取り組んだ結果、中期目標期間において、組織体制については、3部・12課体制から0部・4課体制とし、人員については、役員を7名から4名（△3名）へ、職員を83名から28名（△55名）へと大幅な削減を図っている。</p>

項目		評価結果	評価理由	評価に係る特記事項
中期目標	中期計画			
<p>(2) 人材の活用</p> <p>空港周辺環境対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、組織の活性化を図り、効率的な業務の運営を推進すること。</p>	<p>(2) 人材の活用</p> <p>人材の活用については、出資者である国及び地方公共団体との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保することにより効率的な業務運営を図る。また、機構組織全般について、国及び地方公共団体との人事交流を推進し、若い人材の任用を行うことにより、役職階層における年齢バランスの改善等、更なる組織の活性化を図る。</p>	A	<p>若く、専門的知見を有する者の派遣について国・府・県・市と調整を行い、年齢バランスの改善に努めた結果、平成19年度の42.9歳から平成24年度の42.5歳と改善できたことは、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。</p>	【報告書P6】
<p>(3) 業務運営の効率化</p> <p>① 代替地造成事業の廃止</p> <p>代替地造成事業は、周辺地方公共団体等関係者に対する一定の周知期間をおいた上で平成21年度に廃止すること。</p>	<p>(3) 業務運営の効率化</p> <p>① 代替地造成事業の廃止</p> <p>代替地造成事業は、周辺地方公共団体等に対する周知活動を進め、平成21年度に廃止する。</p> <p>なお、移転補償対象者から代替地の要望（照会）等があった場合には、要望者のニーズに合った情報を提供する等により適切に対応する。</p>	A	<p>代替地造成事業は、周辺地方公共団体等関係者に対し十分な周知を行い、平成21年度に廃止しており、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。</p>	【報告書P7】
<p>② 事業費の抑制</p> <p>事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で20%程度に相当する額を削減する。</p> <p>（平成20年度中に行う空港周辺環</p>	<p>② 事業費の抑制</p> <p>事業費について、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で20%以上に相当する</p>	A	<p>事業費の抑制については、平成20年度には競争入札制度の導入や工事等の単価の減額などを行い、その後も各事業における契約方法の見直しなど、経費削減に着実に取り組んだ。結果として、大阪国際空港事業本部を廃</p>	【報告書P8・9】

項目		評価結果	評価理由	評価に係る特記事項
中期目標	中期計画			
境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値を再検討する。）	額を削減する。（平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値が変更された場合、計画を変更する。）		止したこともあり、中期目標期間の最終年度である平成24年度において、目標値を大幅に上回る79.1%に相当する額を削減している。 なお、福岡空港事業本部のみでも、事業量の減少による要因が大きいものの、中期目標期間の最終年度である平成24年度において、59.6%の削減となっており、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。	
③ 一般管理費の抑制 一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で15%程度に相当する額を削減すること。（平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値を再検討する。）	③ 一般管理費の抑制 一般管理費について、業務の見直し及び簡素化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（平成19年度）比で15%以上に相当する額を削減する。（平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値が変更された場合、計画を変更する。）	A	中期目標期間中にレクリエーション経費の廃止、福利厚生費の見直し、光熱水料の削減、事務所賃料の引き下げなど、経費削減に着実に取り組んだ。結果として、大阪国際空港事業本部の廃止に伴う役職員削減等による人件費削減効果もあって、中期目標期間の最終年度である平成24年度において、目標値を大幅に上回る54.5%に相当する額を削減している。 なお、福岡空港事業本部のみで見ても、実質16.3%削減しており、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。	【報告書P10・11】 福岡空港事業本部のみで見ても一般管理費の削減率は、計画値9.3%に対し2.9%となっているが、これは本社機能の移転に伴い、役職員が福岡に異動したことや、本社機能整備のための経費が増加したことによるものである。これらの要因がなかった場合の削減率は16.3%となる。

項目		評価結果	評価理由	評価に係る特記事項
中期目標	中期計画			
<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1) 業務の質の向上</p> <p>周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、以下により業務の質を向上させること。</p> <p>また、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直しの結果を踏まえて的確に対応すること。</p> <p>① 空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制を整備すること。</p>	<p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 業務の質の向上</p> <p>業務の質を向上させるため、次の措置を行うこととし、また、平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直しの結果を踏まえて的確に対応する。</p> <p>① 出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を年2回以上開催する等、業務の調整及び意見交換のための会議を定例化する。</p>	A	<p>連絡協議会を、毎年度2回以上開催し、事業実施状況等の説明のほか、独立行政法人を取り巻く政府の取組状況や、大阪国際空港の業務等の新関空会社への承継、本社機能の福岡への移転、国管理空港の運営の民間委託に係る法案の概要、航空機騒音評価指標の変更に関する情報提供を行うなど事業の円滑かつ効果的な推進に向けて、関係自治体と十分な意思疎通を図り、機構の事業進捗や環境対策事業を取り巻く情勢について、情報提供及び共有を行っている。</p> <p>また、国、県、福岡市、機構、その他関係機関で構成する福岡空港周辺の整備等に関する意見交換会に参加し、空港周辺のまちづくりに関する意見交換を行うなど、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。</p>	<p>【報告書P12・13】</p> <p>大阪国際空港事業本部においては、平成24年7月の新関空会社への業務承継等にあって、連絡協議会を構成する関係自治体へ随時情報提供を行い、円滑な業務承継に努めた。</p>

項目		評価結果	評価理由	評価に係る特記事項
中期目標	中期計画			
<p>② 広報活動の充実</p> <p>機構が担う空港周辺環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性を確保する観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報に努めること。</p>	<p>② 広報活動の充実</p> <p>イ ホームページ、パンフレット等の内容について、自治体、地域住民はもとより、一般企業向けにも発注情報等を含めコンテンツを充実させることなどの方法により積極的に情報を公開する。また、ホームページのアクセス数年間3万件以上を確保することに努め、ホームページに寄せられた質問・意見を分析する等により、地域住民のニーズを把握する。</p> <p>□ 関係自治体と連携を図りパンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。</p>	A	<p>ホームページについて、財務諸表、業績評価結果の公表並びに事業案内や契約情報の充実を図るとともに、空調機器更新工事補助の定額制の導入や関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に関する情報を掲載するなど、積極的な情報提供に取り組んでいる。また、平成24年7月には、新体制に伴うリニューアルを行っており、毎年度、目標値である年間3万件以上のアクセス数を確保している。</p> <p>パンフレットについても、大阪国際空港の騒音対策区域の見直し及び大阪国際空港事業本部の廃止に合わせて、住民の方々にも分かりやすい内容となるよう留意しつつ、必要な見直しを行っている。</p> <p>また、国や関係自治体と連携を図り、空港で行われる「空の日」のイベントや関係自治体の住民窓口におけるパンフレット等の配布を行ったり、関係自治体広報誌に民家防音工事助成や移転補償事業に係る情報を掲載するなどの広報活動を実施しており、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。</p>	<p>【報告書P14】</p> <p>ホームページについては、国民目線で分かり易くという観点からは改善の余地があり、一層の工夫に努められたい。</p>

項目		評価結果	評価理由	評価に係る特記事項
中期目標	中期計画			
<p>(2)内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施</p> <p>整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に向けた取組を着実に実施すること。</p>	<p>(2)内部統制及びガバナンス強化に向けた取組の実施</p> <p>事務・事業の効率性の確保並びに事業実施等に関する法規則等の遵守を促し、また、適切な人事評価を行い、役職員の資質の向上及び役職員の意識改革に努めるとともに国民の理解が得られるよう分かりやすく説明する意識を徹底することとして、国等の取組の状況を参考としながら、以下の取組を行う。</p> <p>① 目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務執行へのインセンティブを向上させる。</p> <p>② 民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。</p> <p>③ 業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・職員については、勤務成績を給与に反映させ業務執行のインセンティブの向上が図られる制度となっており、また役員については、勤勉手当に業績評価を反映させている。 ・理事長のマネジメントが発揮できるように、監事及び監査法人による監査などに加え、役員と管理職による業務調整会議の開催、内部通報制度の導入、イントラネットへの規程類及び年度計画等の掲載、及びリスクマネジメントのためのリスク管理表を作成し、その結果を全役職員で共有するなどの取組を行っている。 ・「機構へのご意見・ご提案」について、ホームページに専用の窓口を設置し、パンフレットにも分かり易く表示して、国民からの意見・提案の募集を行ったほか、業績評価に係る国民の意見募集について国と協力し 	<p>【報告書P16～19】</p> <p>ただし、ホームページからの国民の意見募集のあり方については、一層の工夫、改善に努められたい。</p>

項目		評価結果	評価理由	評価に係る特記事項
中期目標	中期計画			
	<p>④ 地元自治体や住民からのニーズに的確に対応するための資質・能力の養成、業務に係る専門知識の向上及びガバナンス強化に向けて外部講師等による職員研修（年3回以上）を実施する。</p> <p>⑤ 前年度の業務の評価を次年度の目標設定・業務の実施に反映させるため、内部評価委員会を開催する。</p> <p>⑥ 情報開示のあり方 機構の業務運営に関する透明性の確保及び業務等に関わる説明責任の観点から、整理合理化計画に係る取組並びにその実施状況や次の情報についてもホームページ等により積極的に公開を行う。</p> <p>イ 年度業務実績評価、政策評価の機構に関する部分、行政監察結果等について、国民が利用しやすい形で、情報の提供を行う。</p> <p>□ 特定独立行政法人に準じ、職員の勤務時間その他の勤務条件を公表する。</p> <p>⑦ 管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。</p> <p>⑧ 業務内容等に応じた適切な区分に基づ</p>		<p>て適切に実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部講師等による研修を毎年度3回以上実施するとともに、外部の研修にも積極的に職員を派遣し、専門知識の向上を図っている。 内部評価委員会を毎年度2回開催し、前年度事業実績及び当該年度上半期事業実績に関する内部評価を行うとともに、評価結果を業務運営及び次年度計画へ反映を図っている。 年度毎の業務実績評価及び財務諸表並びに職員の勤務条件に関する規程等を、ホームページで速やかに公表している。 事業毎の収支管理を適切に実施し、また、随意契約等見直し計画などの取り組みを着実に実施することにより、予算の効率的な執行に努めている。 事業毎の収支管理の区分に応じて適切にセ 	

項目		評価結果	評価理由	評価に係る特記事項
中期目標	中期計画			
	<p>くセグメント情報の開示を徹底する。</p> <p>⑨ 評価委員会の評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、マネジメント体制等に反映させる。</p>		<p>グメント情報の開示を行っている。</p> <p>・退職した役員の退職手当について、評価委員会において決定された業績勘案率を反映している。</p> <p>以上のとおり、整理合理化計画において示された、内部統制・ガバナンス強化に取り組んでおり、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。</p>	
<p>(3) 随意契約の見直し</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。</p> <p>① 機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。</p> <p>また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>(3) 随意契約の見直し</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。</p> <p>① 機構が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p> <p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。</p> <p>また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	S	<p>平成 19 年 12 月及び平成 22 年 5 月に策定した随意契約の見直しに係る計画に沿った取組を着実に実施しており、特に、競争性のない随意契約は徹底的な見直しを行った結果、平成 19 年度には 13 件あった件数を、平成 24 年度には、真にやむを得ない契約 4 件のみを残すところまで削減した。</p> <p>また、一般競争契約における一者応札・一者応募案件は平成 22 年度以降 0 件としている。</p> <p>更に、平成 21 年 12 月に契約監視委員会を設置し、毎年度、契約取組状況について点検を受けるとともにその結果を公表している。監事及び会計監査人による監査においても入札・契約の適正な実施についてチェックを受け、特に指摘事項がない旨、理事長に報告がなされているなど、中期目標の達成状況として優れた実績を上げている。</p>	<p>【報告書 P20~24】</p> <p>競争性のない随意契約は中期目標期間の初年度である平成 20 年度から真にやむを得ないもののみとし、件数については平成 19 年度の 13 件から平成 24 年度には 4 件（①事務室借りに係る空調料・光熱水料負担金、②事務所共益費（水道・ガス料金）、③事務所電気代、④財務諸表の官報公告）となっている。</p>

項目		評価結果	評価理由	評価に係る特記事項
中期目標	中期計画			
<p>(4) 大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備</p> <p>平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しにあわせて、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、両空港の平成22年度からの周辺整備中期基本方針の策定に向けて適切に対応すること。</p>	<p>(4) 大阪国際空港及び福岡空港の周辺整備中期基本方針等の整備</p> <p>平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しにあわせて、国及び関係地方公共団体と調整を図りつつ、両空港の平成22年度からの周辺整備中期基本方針の策定に向けた取組を行う。</p>	A	<p>周辺整備中期基本方針については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月閣議決定)に基づき、平成22年度からの第2期中期基本方針を策定する予定であった。</p> <p>しかしながら、平成21年度以降の独立行政法人の組織・制度の見直しや、関空・伊丹空港の統合・民営化、国管理空港運営のあり方や周辺環境対策の実施主体の検討がなされる中で、大阪国際空港及び福岡空港の中・長期的な周辺環境対策の将来計画を策定することが困難な状況にあったため、第2期中期基本方針の策定は行われなかったものの、機構は策定に向けて、国及び関係自治体と協力しつつ、連絡協議会を活用した調整、取組を積極的に行った。</p> <p>なお、同中期基本方針の策定は行わないものの、周辺整備基本方針等を尊重して空港周辺環境対策を推進していくこととしており、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。</p>	<p>【報告書P25】</p> <p>大阪国際空港に係る機構が行っている事業は、国及び関係自治体と十分な調整を重ね、平成24年7月をもって新関空会社へ適正かつ円滑に承継した。</p> <p>また、福岡空港については、機構としては国・関係自治体との調整を積極的に行ってはいったものの、国管理空港のあり方が検討中であり、そのため状況が流動的なこともあって、第2期中期基本方針を策定する状況になかった。</p>

項目		評価結果	評価理由	評価に係る特記事項
中期目標	中期計画			
<p>(5) 業務の確実な実施</p> <p>以下の事項を行うことにより、空港周辺環境対策を進めること。</p> <p>① 再開発整備事業については、第2種区域に限定することとし、第1種区域（第2種区域を除く）で実施している事業にあつては、国が進める国有地の処分計画を踏まえ、平成22年度末までに廃止すること。</p>	<p>(5) 業務の確実な実施</p> <p>周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針の趣旨を踏まえ各事業を進める。</p> <p>① 再開発整備事業</p> <p>事業を推進するにあつては、第2種区域に限定することとし、第1種区域（第2種区域を除く）での事業については、国の国有地の処分計画を踏まえ、国、貸付先及び関係機関等との協議を進め、平成22年度末までに廃止する。</p>	A	<p>大阪国際空港周辺における第1種区域（第2種区域を除く）での事業については、対象7件のうち3件を廃止し、残りの4件については、平成24年7月に、第2種区域内の再開発事業物件とともに新関空会社へ円滑に承継した。この結果、機構が管理する第1種区域（第2種区域を除く）での事業はなくなった。</p> <p>福岡空港周辺における事業については、「大井地区再開発整備事業（その3）」について、地元住民・自治体等関係機関と頻りに調整を図りつつ整備を進め、平成21年度に施設整備を完了したことで、福岡空港周辺における長年の懸案であった大井地区の再開発整備事業全体計画を完遂し、中期目標の達成状況として着実な実績を上げている。</p>	<p>【報告書P26～28】</p> <p>「大井地区再開発整備事業（その3）」は、平成4年4月に国、県、福岡市及び機構で構成する委員会で策定した「大井地区 地区整備基本計画」に基づく事業で、平成13年度完了の（その1）事業、平成17年度完了の（その2）事業に続く最後の事業である。</p> <p>この完了をもって、福岡空港周辺における長年の懸案であった大井地区の再開発整備事業全体計画が概成することとなり、同地区の活性化に寄与するとともに、空港と地域の共生にも大きく寄与するものである。</p>

項目		評価結果	評価理由	評価に係る特記事項
中期目標	中期計画			
<p>② 民家防音工事補助事業については、競争入札制度を導入することで、事業費の縮減を図りつつ、申請者に対するサービスレベルの維持に配慮すること。</p> <p>また、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果を踏まえ、事業の抜本的見直しを図ること。</p>	<p>② 民家防音工事補助事業</p> <p>イ 事業費については、業務内容や積算基準の見直しと併せて競争入札制度を導入することで、事業費の縮減に努める。</p> <p>ロ 入札制度導入後においても、申請者に対するサービスレベルが低下しないよう、工事積算方法の簡略化等による事務の効率化に取組み、また、申請者のニーズに応えられるよう事業の実施方法の工夫をする。</p> <p>ハ 平成20年度中に行われる空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直し結果を踏まえて事業の抜本的見直しを行う。</p>	S	<p>平成20年度から空調機器の更新工事における競争入札制度の導入や工事単価・調査単価の減額による事業費の縮減を行うとともに、積算方法の簡略化による事務手続きの迅速化・効率化に向けた取組を実施している。</p> <p>また、平成22年度から、申請者に対する補助金額を一定とした新制度（定額制）を円滑に導入し、更なる事業費の縮減と事務の簡素化を図るとともに、住民への周知や実施についてのサービスレベルの向上についても精力的に取り組んでおり、中期目標の達成状況として優れた実績を上げている。</p> <p>なお、大阪国際空港に係る事業の新関西空会社への承継については、住民への周知のため、機構ホームページへの情報掲載に加え、関係自治体と密接に連携し、自治体の広報誌及びホームページにも掲載するなど、申請者へのサービスに積極的に取り組んだ。</p>	<p>【報告書P29～33】</p> <p>空調機更新工事調査及び更新工事に係る競争入札制度の導入により、大幅な縮減効果（平成20・21年度で約2億3千万円）を達成した。</p> <p>平成22年度からの定額制の導入にあたっては、制度の大幅な変更に対処するために、関係自治体と密接に連携し、周辺住民への周知を徹底するとともに、事務処理を迅速に行い、円滑な導入を図ることができた。</p> <p>事業については、機構ホームページの他、自治体の広報誌やホームページを活用し、申請案内などの情報提供に努めた。</p> <p>また、関係自治体と連携し、自治体での受付状況を把握し迅速に対応するなど、年々工夫を重ね、住民へのサービスレベルの向上に努めている。</p>

項目		評価結果	評価理由	評価に係る特記事項
中期目標	中期計画			
<p>③ 移転補償事業については、事務処理の迅速化・効率化を図ること。</p> <p>また、平成20年度中に行う大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討することとしており、この結果を踏まえて事業を実施すること。</p>	<p>③ 移転補償事業</p> <p>イ 事前の申請相談等にきめ細かく対応するとともに、物件調査等を効率的に行うことにより事務処理の迅速化を図る。</p> <p>ロ 平成20年度中に行われる大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で事業を縮減する方向で検討された結果を踏まえて事業を実施する。</p>	A	<p>大阪国際空港においては、新関空会社への事業の承継について、国及び関係自治体と調整を図りつつ、申請者に対する事前周知を十分に行うことにより、円滑な承継を実施している。</p> <p>福岡空港においては、事前の申請相談にきめ細かく対応するとともに、物件調査等の効率化を進め、事業の円滑化、迅速化を図っており、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。</p>	【報告書P34～36】
<p>④ 大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。</p> <p>また、平成20年度中に行う大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮小する方向で検討することとしており、この結果を踏まえて、機構においても事業計画の変更・修正等を行うこと。</p>	<p>④ 大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進する。特に利用緑地及び緩衝緑地第1期事業について、本中期目標期間内の達成に向けて、国及び関係自治体と調整を図りながら着実に実施する。</p> <p>また、平成20年度中に行われる大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮小する方向で検討されていることから、この結果を踏まえて当機構においても事業計画の変更・修正等を行う。</p>	B	<p>緩衝緑地第1期事業については、事業認可期間満了となる平成23年度末の完了を目指し、緑地整備箇所の対象物件所有者に対し粘り強く移転の交渉を行ったものの、0.35ha買収することができなかったことから、達成状況は約97%（対象面積：12.9ha、実施済：12.5ha）であり、中期目標の達成状況として概ね着実に実績を上げている。</p> <p>利用緑地については、事業期間が平成20年度末から平成25年度末までに延伸され、事業を着実に推進した。</p> <p>なお、大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、平成24年7月1日をもって新関空会社へ事業を承継している。</p>	【報告書P37・38】

項目		評価結果	評価理由	評価に係る特記事項
中期目標	中期計画			
⑤ 福岡空港周辺における緑地整備に関しては、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。	⑤ 福岡空港周辺における緑地整備に関しては、周辺整備基本方針及び周辺整備中期基本方針を踏まえて着実に推進する。	A	第3種区域内の移転補償跡地について、地元住民及び自治会並びに関係自治体と調整を行いながら、地元住民の了解を得られた箇所を毎年度計画どおり緩衝緑地の造成・植栽を行っており、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。	【報告書P39・40】
(6) 空港と周辺地域の共生 空港と周辺地域の共生に資するための措置を講ずること。	(6) 空港と周辺地域の共生 空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の措置を講ずる。 イ 2.(1)、①国及び地方公共団体並びに周辺自治体で構成する「連絡協議会」等の協力を得ること等により、積極的に啓発活動を行う。 ロ 環境関係の見学要望や環境学習の受け入れには適切に対応し、空港周辺環境対策の理解を深める。	A	連絡協議会において、機構から地域への出前講座も含めた校外学習受入の働きかけを行うとともに、大阪産業大学学生、空港ターミナル会社主催の施設見学会に参加した地元小学生、「空の日」イベント参加者の小学生親子に対し、空港周辺環境対策について講義を行う等、適切に対応し周辺地域との共生に取り組んでおり、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。	【報告書P41】
4. 財務内容の改善に関する事項 平成21年度までに欠損金の解消を図ること。	3. 予算、収支計画及び資金計画 (1) 予算 別紙のとおり (2) 収支計画 別紙のとおり (3) 資金計画 別紙のとおり 欠損金については平成21年度までに確実に解消を図ることとする。	A	繰越欠損金については、計画より1年早く平成20年度決算において解消し、その後も予算、収支計画及び資金計画について適正な執行を図っており、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。	【報告書P42~44】

項目		評価結果	評価理由	評価に係る特記事項
中期目標	中期計画			
	4. 短期借入金の限度額 資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。	—	短期借入金の実績なし	【報告書P45】
	5. 重要な財産の処分等に関する計画 該当なし		該当なし	【報告書P45】
	6. 剰余金の使途 固有事業に充てる。	—	利益剰余金については、独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金として整理している。 なお、航空機騒音防止法第29条の規定に基づく、次の中期目標の期間における業務の財源に充てることとして国土交通大臣の承認を受けた金額は、857,382,982円である。	【報告書P45】
5. その他業務運営に関する重要事項 (1) 人事に関する計画 ① 整理合理化計画等で指摘されている給与水準に関する検証及び取組については速やかにかつ適切に対応すること。	7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項 (1) 人事に関する計画 ① 当機構の給与水準については、対国家公務員指数が国家公務員の水準を上回っていることから、機構の見直しにおいて行うこととされている、職員の在職地域や学歴構成等の要因及び高率の異動保障を受けている職員の比率が国家公務員に比して高い要因等についての検証を平成20年度中に行い、これを維持する合理的な理由がない場合には、是正のために必要な措置を出来る限り速やかに講じ	A	役職員の給与の適正化について、国家公務員の給与改正を踏まえた役員報酬及び職員給与並びに諸手当の引き下げを行ったほか、管理職手当の減額、自宅に係る住居手当の廃止、賞与に係る管理職加算率の廃止及び「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)を踏まえた役員報酬及び職員給与の引き下げなどの取組を行い、その取組状況については、ホームページにより公表している。 給与水準については、平成19年度の対国家公務員指数109.1から平成22年度には	【報告書P46・47】 平成25年3月には、機構独自であった俸給表を国家公務員行政職俸給表(一)と同一の俸給表にするための給与規程の改正を行っており、国家公務員に準じた適正な給与水準となるよう着実に取り組んでいる。

項目		評価結果	評価理由	評価に係る特記事項
中期目標	中期計画			
	<p>る。</p> <p>さらに、検証結果及び取組状況については、ホームページ等により公表する。</p>		<p>106.6まで引き下げられたが、平成24年度は113.8と高くなっている。</p> <p>24年度に指数が高くなった理由は、本省（東京都特別区）からの出向者が多いことから地域手当の異動保障を受けている者が多かったこと、大阪国際空港事業本部の廃止に伴い職員を大幅削減したことによって調査対象者に占める管理職の割合が大きくなったこと等が主な要因であり、要因の一つである管理職を除く職員の指数は107.4となっている。</p> <p>以上のとおり、24年度は特殊要因により指数が高くなっているが、国家公務員に準じた適正な給与水準となるよう取り組んでおり、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。</p>	
② 業務運営を効率化し、計画的に人員の抑制を図ること。	② 定年退職者の補充については、事業量の推移を見極めつつ、原則として補充を行わない。	A	<p>組織・定員の見直しにより人員を削減したほか、定年退職者（5名）の補充も行わなかったことから、人件費総額の削減にもつながるなど、計画的な人員抑制を図っており、中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。</p>	【報告書P48】

項目		評価結果	評価理由	評価に係る特記事項
中期目標	中期計画			
<p>(2)「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」(平成23年法律第54号)において、大阪国際空港に係る機構が行っている業務並びに機構の権利及び義務を平成24年7月1日をもって新関西国際空港株式会社に承継することとされたところであり、その適正かつ円滑な承継を図るため、機構は必要な措置を講ずること。</p>	<p>(3)「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」(平成23年法律第54号)において、大阪国際空港に係る機構が行っている業務並びに機構の権利及び義務を、平成24年7月1日をもって新関西国際空港株式会社に承継することとされたところであり、その適正かつ円滑な承継を図るため、機構は必要な措置を講ずる。</p>	S	<p>新関西空会社への業務等の承継については、平成22年11月に機構内ワーキンググループを立ち上げ、課題や問題点の抽出・整理を行い、その解決に向けた様々な取組を組織一丸となって取り組んだ結果、平成24年7月1日をもって円滑に、問題なく承継を実現した。</p> <p>その間、組織・人員の縮減を行いながらも、通常業務の更なる合理化・簡素化などの努力を行うことにより、通常の周辺環境対策業務を着実に実施しつつ、適正かつ円滑な承継及び大阪国際空港事業本部から福岡空港事業本部への本社機能移転並びに大阪国際空港事業本部の廃止を短期間で実現できたことは、中期目標の達成状況として優れた実績を上げている。</p>	<p>【報告書P50～55】</p> <p>承継に係る課題39件に対処するため、機構内部会議(7種類・42回)、関係自治体、経済界及び地元関係者との意見交換等の会議(3種類・14回)を行うとともに、周辺住民等に対する周知及び再開発整備事業施設(24件)の賃借人への個別説明等を行った。</p> <p>また、財産の承継に係る会計手続き、新会社での民家防音工事補助事業のスキーム検討及び補助金交付要綱の作成、業務方法書や規程類の改正など、多種多様で未経験の業務を確実にを行い、円滑な承継を実現した。</p>

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成状況として特筆すべき優れた実績を上げている。

S：中期目標の達成状況として優れた実績を上げている。

A：中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。

B：中期目標の達成状況として概ね着実に実績を上げている。

C：中期目標の達成状況として十分な実績が上げられていない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。

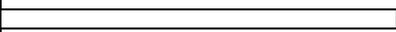
・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：20項目）

（20項目）

SS	0項目	
S	4項目	
A	15項目	
B	1項目	
C	0項目	

総合評価

（中期目標の達成状況）

- ・ 中期目標期間の実績に関する20項目のうち19項目が「A」評価以上である。
- ・ 特に、民家防音事業については、空調機器の更新工事単価及び調査単価の減額や競争入札制度の導入による事業費の縮減、積算方法の簡略化による事務手続きの迅速化・効率化、空調機器更新工事補助の新制度を円滑に導入する等により、大幅な事業費の縮減を実現しており、中期目標の達成状況として優れた実績を上げている。
- ・ 随意契約の見直しについては、競争性のない随意契約を4件のやむを得ないものみにまで削減し、また、一般競争入札等における一者応札・一者応募案件を平成22年度以降0件とした。
- ・ 「組織運営の効率化」及び「新関空会社への業務等の承継」については、平成20年度以降、組織・人員を大幅に縮減しつつ、他方で同時に、通常業務の更なる合理化・簡素化・効率化などにも取組みながら、新関空会社への業務等の承継及び大阪国際空港事業本部の廃止並びに本社機能の移転に係る取り組み等の大きな改革も確実に実施、それぞれを円滑かつ適正に実現しており、優れた実績を上げている。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- ・ 再開発整備事業においては、事業の採算性に留意しつつ、騒音斉合施設の老朽化に対応した計画的な修繕を実施し、施設の維持管理に努めること。
- ・ 評価基準については、努力が評価できる Input 指標による評価が多い。本来的には成果が評価できる Outcome 指標とするべきで、また、事業報告書の記載内容に具体的な成功例を記載する等、平成25年度からの新たな評価方法に向けて検討すべき。
- ・ ホームページによる広報の内容や構成、国民からの意見を積極的に取り込む方法等について、一層の工夫、努力が求められる。

（その他）

総合評価 （SS, S, A, B, Cの5段階） A	（評定理由） 20項目中19項目が「A」評価以上であり、中期目標の達成状況として着実な実績を上げていると認められる。
---------------------------------------	---